

※日時により受付できない主な業務

届出を受付ける際に他市区町村または関連部署等への情報確認を要する業務については、確認先が業務時間外である日時には受付できませんのでご注意ください。

平日午後5時以降及び土曜日に受付できない主な業務

- ・転出証明書の再発行、発行後日数が経過している転出証明書による転入届
- ・住居表示されていない地区への住所異動届のうち、地番の確認を要するもの
- ・海外からの転入の届出
- ・公的個人認証(電子証明書の受付)

水曜日を除く平日午後5時以降及び土曜日に受付できない主な業務

- ・戸籍届出書の写しの交付
- ・外国人登録記載事項証明書の交付
- ・新築建物への引越しに伴う住所異動届のうち、住居表示の確認を要するもの

※終日取扱できない主な業務

- ・各種戸籍の届出
- ・外国人登録に関する届出(印鑑登録等)